

## 2019年大分市議会第2回定例会・反対討論

2019年7月16日

日本共産党の斉藤由美子です。私は、日本共産党議員団を代表して、各常任委員長報告に対する反対討論を行います。

はじめに、●議第38号 令和元年度大分市一般会計補正予算(第1号)についてです。

令和元年度6月補正後の大分市一般会計予算は、総額1,855億5,800万円で、対前年比2.7%増で過去最大となっています。

新規事業は33件、拡充事業は10件で、普通建設事業費は、平成30年度3月補正と合わせ約261億円、基金は前年比10億円増の40億円となっています。

今回の補正予算には、認可保育所の新設や、介護保険料の低所得者に対する軽減枠を拡大するなど一定評価できるものもありますが、一方で、市民の願いに反する予算執行には同意できません。

まず、●2款総務費・1項・4目企画費に、豊予海峡推進事業費1,000万円が措置されています。今回の予算措置は、新幹線・高速道路が整備された場合の、経済波及効果の調査等を行う予算です。国や地方の厳しい財政状況から、豊予海峡ルート実現の目途は立っておらず、国は調査事業から撤退しています。JR四国の輸送量をみても非現実的な事業であり、具体的な予定が全くない事業に市民の税金を使うべきではありません。

同じく、●2款総務費・2項徴税费・2目賦課徴收费には、税証明のコンビニ交付にかかわる経費として、403万7千円が計上されています。これはマイナンバーカードの利用拡大で、新たに税証明もコンビニ交付ができるようシステム改修を行うものです。

マイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄り、在日外国人を含め、国内で暮らすすべての人に番号をつけ、個人情報を一元的に把握することを可能にし、社会保障の締め付けと税の徴収強化につなげようとするものです。安倍政権は「国民の利便性が高まる」「行政の効率化につながる」などと宣伝していますが、安全性に対する懸念も多く、マイナンバーカードは国民に浸透していません。

本年5月に可決成立した改正戸籍法は、戸籍事務とマイナンバー制度を結びつけるもの

で、重大なプライバシー侵害を引き起こす危険性があります。婚姻、離婚、親子、養子など、出自に関わる個人情報を含む戸籍を、法務省がマイナンバーによって「一元管理」する体制をつくるものですが、情報管理の方法や情報保護措置の内容は極めて不明確です。

また、情報漏えいによる不正や犯罪の危険が拡大する恐れがある上に、システム改修の度に莫大な財源を要します。マイナンバー制度そのものに反対する立場から、制度に係る予算計上には賛成できません。

次に、●3款民生費・1項社会福祉費に、旭町文化センター管理費が計上されています。安全確保の為の、のり面の改修そのものに反対するものではありませんが、同和関連予算はすみやかに一般施策に移行すべきであり、基本的立場から反対致します。

同じく、●3款民生費・3項老人福祉費・3目敬老事業費に、高齢者ワンコインバス事業にかかる追加計上として、広告料380万円が措置されています。これは、今年10月から、現行100円のバス運賃を150円に値上げし、対象年齢を段階的に70歳まで引き上げる事業の見直しを周知する為の広告料です。

この間、市長は、自ら委嘱したあり方検討会の報告書を元に、事業の名称を変えてまで年度途中で値上げを決定し、早々に見直しの表明を行いました。利用者の声に耳を傾けることなく制度変更を強行するものであり、拙速な変更は議会軽視とも言えるものです。

大分市高齢者ワンコインバス事業は、昨年77.1%、97,478人の市民に乗車証が交付され、いまや多くの高齢者に親しまれている、全国に誇れる福祉施策です。年金が減り、税負担が増すばかりの昨今、「習い事やイベントに気軽に参加できる」「買い物や通院になくてはならない」など、「財布にも心にも優しい」と喜びの声が広がっています。

今回の見直しは、現行制度の継続を願う高齢者の願いに背を向け、利用者の生活環境や社会参加を後退させることにもつながりかねず、高齢社会に向けた国の方針にも逆行するものです。厚生常任委員会では、「今後…広く市民の意見を聴取」するなどの条件を付して予算を承認しましたが、今回の見直しにこそ広く市民の意見を聴取すべきであり、今回の事業見直しに係る予算計上には賛成できません。

関連して、●平成31年陳情第1号 大分市高齢者ワンコインバス事業の推進を求める陳情、●令和元年陳情第3号 高齢者ワンコインバス事業の存続を求める陳情 ●令和元年陳

情第4号 高齢者ワンコインバス事業の現行制度の継続を求める陳情について、委員長報告はいずれも不採択です。

これらの陳情は、今回の性急な見直しに対する市民からの率直な声であると考えます。見直しの報道を受けて後、短期間であるにもかかわらず集められた多くの署名も添えられている市民からの陳情を、見直しが決定したからといって切り捨てるべきではなく、あり方検討会の報告書と同等に取り扱うべき、市民からの貴重な意見書と捉えるべきです。ワンコインバスの見直し反対も含め、陳情の不採択についても反対致します。

次に、●6款農林水産業費・2項林業費に、森林環境譲与税基金として、3,400万円の積立金が計上されています。

これは平成31年4月に施行された、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律により、低所得者であっても国民一人当たり年額1,000円を課税し、大分市森林環境譲与税基金として積み立てるものです。その一方で、2016年に林野庁が提出した税制改定案により、企業負担を求める案がすべて却下された為、大企業の負担は1円もなく、財界・産業界の意向を酌んだものとなっています。

また、昨年成立した森林経営管理法によって、森林所有者の同意がない場合や所在不明のままでも、市町村による管理権設定が可能となり、機械的に運用すれば財産権の侵害になりかねないとの指摘もあります。所有者が積極的に林業経営できない背景には、輸入自由化で木材価格が下落し、経営が成り立たないという実態があります。

一方的な法改正で国民に負担を押しつけるのではなく、森林整備を日本の重要な課題と位置付け、国の一般会計で林業予算の配分を増やすべきであり、容認できません。なお、同じ立場から●議第41号・大分市森林環境譲与税基金条例の制定についても反対致します。

次に、●8款土木費・4項都市計画費・13目都市交通対策費に、グリーンスローモビリティ導入事業として、自動走行システムの車両購入関連費用など、5,940万円が計上されています。これは低速電動車両を購入し、自動運転バスとしての機能を追加して、市内で運行しようとするものです。

自動走行システムは、車両を安全に停止させる機能の不備などが指摘され、各メーカー

における開発が途上であることを鑑み、国会にて法的な整備強化を求める声が上がっています。また、システムトラブル時の対処など、国際的にも結論が出ていない安全面の課題も残されており、現時点では市民の安全が担保されているとは言えず、早急な導入は行うべきではないと考えます。

次に、消費税引き上げに伴う関連事業費についてです。

今回提案されている予算案、条例案には、10月からの消費税増税に伴う、委託料や手数料などの増税措置、反動減対策、消費税増税を財源とする幼児教育・保育の無償化などが盛り込まれています。

「こんな景気悪化の中で増税していいのか」という危惧や批判は、多くの国民に広がっています。

2014年の消費税8%への増税を契機に、家計消費は世帯あたり年25万円も落ち込み、働く人の実質賃金は年平均10万円も落ち込みました。

近年、米中貿易摩擦が深刻化し、世界経済の減速がすすむ中、米国や中国などは景気対策のために大型減税を実施しています。しかし、安倍政権は、家計の購買力を奪う5兆円もの大増税を実施しようとしており、経済の自滅行為というほかありません。

日銀が7月1日に発表した、6月の企業短期経済観測調査(いわゆる短観)は、大企業製造業の景況感が2期連続で悪化となり、日本経済が予断を許さない状況であることは政府自身も認めざるを得なくなっています。円高や消費税増税で、この不景気を更に悪化させることへの警戒感は増すばかりで、もはや増税の根拠は崩壊しています。このような状況下での消費税増税は、歴史的にも前例のない無謀極まりない政策に他ならず、賛成できません。

消費税導入から30年。社会保障の財源確保のためと称し、税率引き上げを繰り返してきましたが、国の税収は税率3%だった1990年度が60.1兆円、税率8%になった2018年度は59.9兆円で、増税したにもかかわらず同水準にとどまりました。その大きな要因は、法人税や富裕層への減税を重ねたからです。結局、消費税を増税しても、国保や介護保険、医療費などの負担は増え続け、年金削減や介護保険制度の改悪が広がっています。消費税が社会保障のためという説明が、まやかしであることは明確です。

30年間の消費税込収は372兆円。同じ期間に法人3税は290兆円も減り、企業の内部留保の中心である利益剰余金は300兆円以上増えています。消費税30年は、庶民から大企業へ、富の移転が行われ、貧困と格差を拡大させたに過ぎません。

安倍首相は、景気の落ち込みが懸念されることから、十分な対策を講じて「増税分は全て国民にお返しする」と言っています。しかし、それなら初めから消費税増税など行うべきではありません。消費税を増税しなくても、大企業に中小企業並みの法人課税をすれば、4兆円の財源がうまれます。内部留保のため込みよりも労働者の賃上げこそ進め、経済に還流して経済改革をすすめるべきです。

政府が増税対策として行おうとしている、複雑極まりない複数税率や不公平なポイント還元は混乱を引き起こし、キャッシュレス決済の手段を持たない人には恩恵もありません。富裕層がキャッシュレスで100万円の買い物をすれば、5万円のポイントが還元されますが、現金で日用品を買う人にポイント還元ありません。また、零細業者は、キャッシュレス決済を導入しても手数料や設備費用に見合う利益の保証はなく、キャッシュレス決済を導入しなければ、売り上げが落ち込むことも懸念されます。このような究極の選択を強いることは、事業継続の大きな足かせとなるもので、愚作とも言える複数税率やポイント還元は中止すべきです。また、大きな経済効果が期待できないプレミアム商品券の発行に、莫大な財源を投入すべきではありません。

その他、中小企業団体も反対しているインボイス制度の導入など、増税に伴う経済的、社会的な大混乱が予想されます。低所得者ほど負担が重い逆進性の強い消費税増税はきっぱりと中止し、応能負担の税制改革に踏み出すことを強く求めるものです。

以上の立場から、10月からの消費税10%増税に伴う委託料・使用料などの改定となる●3款民生費・3項老人福祉費・3目敬老事業費の高齢者ワンコインバス事業委託料の増税分319万6千円、●議第45号・大分市市民行政センター条例等の一部改正について、●議第46号・ホルトホール大分条例等の一部改正について、●議第47号・大分市都市公園条例の一部改正について、●議第48号・大分農業集落排水処理施設条例の一部改正について、●議第49号・大分市水道事業給水条例の一部改正について、●議第50号・大分市公共下水道条例の一部改正について、反対致します。

また、反動減対策として行う●7款商工費・1項商工費・2目商工業振興費のプレミアム付き商品券発行事業、7億2,100万円の計上に反対致します。

加えて、今回の消費税増税分を財源とする幼児教育・保育の無償化関連予算と条例の一部改正についてです。

安倍政権は、増税の批判をかわすかのように、幼児教育・保育の無償化(以下、幼保無償化)を提言しました。無償化の実施そのものは望ましい子育て支援策です。しかし、その財源が消費税増税分を前提にすれば、生活全般に新たな増税負担を課すこととなります。また今後、保育制度を改善する度に、財源確保を言い訳に、消費税増税がセットで進められることにもなりかねません。

現在、保育料は保護者の所得による応能負担で、低所得世帯の保育料はすでに軽減されており、高所得の世帯ほど恩恵が大きくなります。それどころか、低所得世帯にとっては更に家計を圧迫するものです。深刻化している子どもの貧困と格差を一層広げることにもなりかねません。子育ての負担を軽減するのなら、財源を消費税頼みにすべきではありません。

また、幼保無償化は、当面5年間の経過措置により、基準に満たない保育施設も無償化の対象として容認されます。子どもたちの安全面はもとより、企業主導型保育などの認可外施設の固定化が進み、保育環境の改善に遅れが生じないか等の懸念も広がっています。

「保育の質」の担保は、子どもたちの命と発達に重大な影響を及ぼします。施設整備が追いついていないまま、利用拡大の見切り発車をすることは大きな問題です。

その他、3歳以上児(2号認定)の給食食材費が実費徴収されるなど、保育の中身に関わる制度変更は、保育現場に混乱と負担を及ぼす懸念があります。今後、地方自治体は保育現場への配慮と支援を十分行うことが求められます。

いずれにせよ、消費税増税を前提とした幼保無償化は、子育て世帯に新たな負担を課すものであり、また、市町村にとっても、公立保育所などにかかる大きな財政負担を生じさせ、公立保育施設の統廃合を加速させることにもつながります。

いま緊急にやるべきことは待機児童の解消であり、公立を含む認可保育所の増設と保育士の抜本的な処遇改善です。保護者と保育関係者の「安心・安全な保育を」との願いに応

えるために、「保育の質と量の確保」を行いながら、保護者の負担軽減をすすめるべきです。

以上の理由から、●第3款民生費・4項児童福祉費・1目児童福祉総務費、子育てのための施設等利用給付2億3,827万円、●第3款民生費・4項児童福祉費・2目児童福祉施設費、保育所給付費4億3,677万9千円、●第10款教育費・4項1目幼稚園費、子育てのための施設など利用給付、未移行幼稚園分の3億7,774万7千と、未移行幼稚園・市立幼稚園実費負担補足給付事業2,305万円、子育てのための施設などの利用給付・預かり保育分の6,102万円など、合計7億8万7千円の計上も容認できません。

また同じ立場から、●議第52号・大分市児童福祉施設等に関する条例の一部改正について、●議第53号・大分市幼稚園条例の一部改正についても反対いたします。

また、同様に、議第38号・令和元年度大分市一般会計補正予算(第1号)に反対します。

次に、●議第43号・祝祭の広場条例の制定についてです。

旧パルコ跡地で整備がすすめられている「祝祭の広場」を9月から使用開始するために、使用料や禁止行為等を条例で制定しようとするものです。

我が党はこれまで、前例のない入札参加や購入価格の不明確さなど、土地取得に対する疑問、財政調整基金取り壊しの財政的な影響、また、回遊性・滞留性向上についての根拠のあいまいさなど、多額の税金をパルコ跡地の活用に特化して投入することに反対して参りました。今回の条例制定も、この間の基本的な立場で反対いたします。

次に、●議第55号・大分市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてです。

これは、子ども・子育て支援新制度の制定にあたり、保育所・幼稚園・認定こども園に定められた要件に、企業主導型保育事業などを加えて規制緩和を広げ、連携施設の確保や給食の自園調理について、当面5年間とされていた期限を更に5年間延長しようとするものです。

子どもたちの安心と安全、健全な発達を保障するために必要な要件は、本来、経過措置などで先延ばしできるものではなく、制度導入の拙速さや、その後の対応の不十分さこそ

何より問題です。要件に満たない園の現状把握を行うとともに、必要な財政措置も含め対応を早急に検討すべきです。5年もの経過措置延長は、現状の子どもたちの保育環境を保障するものとは言えず、賛成することはできません。

次に、●議第61号・市長の退職手当の額についてです。

これは平成31年4月25日をもって任期が終了した佐藤樹一郎市長の退職手当の額を定めるものです。提案は、63.0の上限率を45.7に低減するものですが、それでも4年間で、2,487万5000円の退職金を受け取ることになります。景気低迷のなかで、懸命に生活している市民の生活実態からしても、高額すぎる退職金だと考えます。職員と同様に給料月額に在職年数を掛け、職責の重さを加味したものに見直すべきと考えます。

次に、●報第1号、専決処分した事件の承認について、平成30年度大分市一般会計補正予算(第4号)についてです。当初予算を踏襲した補正予算であり、事業費の調整が主なものとなっていますが、商工費のプレミアム商品券発行事業 業務委託料などの措置があり反対します。

また繰越明許費補正では都市計画費の大分市中心市街地祝祭広場事業費などに合わせて反対します。

次に、●報第11号、専決処分した事件の承認について、大分市国民健康保険税条例の一部改正についてです。

これは地方税法の一部改正にともない、国民健康保険税の、課税限度額の基礎課税分を3万円引き上げ、96万円に改定しようというものです。被保険者への新たな負担増を招き、消費を冷え込ませる要因ともなります。課税限度額の所得基準の引き上げ、国庫負担の増額によって、値上げを抑える対策をおこなうべきであり、賛同できません。

最後に、1点要望を申し上げます。

●4款衛生費・1項保健衛生費・3目、子ども医療費助成費の債務負担行為1,460万円は、令和2年10月より、小・中学生の通院にかかる経費について、市民税非課税世帯を対象に無料化を実施するための、システム改修に係る債務負担行為を設定しようとするものです。



これまで大分県内では、大分市と別府市だけが、子どもの通院医療費助成が、就学前まで打ち切られます。今回の対象拡大は評価できますが、助成対象を低所得世帯に限定すれば、子どもが多い世帯が助成から外される事態も生じます。所得による線引きは、子育て支援の対象を絞ることになり、この様な線引きは、子育て支援策としても、少子化対策としても、理にかなったこととは思えません。

全ての子どもを対象に、中学卒業まで通院費を無償にすることが、子育て世帯の切実な願いです。一刻も早く拡充を行うよう強く要望し、反対討論を終わります。